

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が昨年3月公表され、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」等の施策を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」創設に向けた支援を行うことにより、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など、多様な社会参加の場の創出、さらには家族に対する相談や講習会などの取組を促進させること。
- 2 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口新たにアウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援の実施を可能とするため、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 3 その上で、「8050問題」をはじめ、世帯の複合的なニーズや将来的なライフステージの変化に対応するための、「断らない相談支援」や「伴走型支援」がより効果的に実施できるよう、すでに都道府県と政令市に設置・運営されているひきこもりに特化した支援拠点、「ひきこもり地域支援センター」の機能を、その他の自治体にも拡充するなど、新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

春日市議会

(提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣